

事例研究 憲法 訂正表（第5刷）

頁数	誤植箇所（4刷）	修正後（5刷）
p 49	上から 15 行目 「Y女子高は、 <u>従来の</u> 伝統的な良妻賢母教育～」	→「従来の」をトル 「Y女子高は、伝統的な良妻賢母教育～」
p 52	最終行 「判明した場合。」	→「判明した場合。」の後に、1行空けて次の文を追加 「※参考判例として、東京地八王子支判2008（平20）・2・27判例集未登載。事実関係等は本件事例とは異なる。」
p 70	最終行 「認められるとした（ <u>判時 2002 号 3 頁</u> ）。」	→「判時 2002 号 3 頁」を「民集 62 巻 6 号 1367 頁」に修正 「認められるとした（民集 62 巻 6 号 1367 頁）。」
p 309	注(6)部分の下から 6 行目 「最大判 1997（平9）・4・2（民集 51 巻 4 号 1673 頁〔 <u>愛姫</u> 玉串料訴訟〕）など。」	→「〔 <u>愛姫</u> ～〕」を「〔 <u>愛媛</u> ～〕」に修正 「最大判 1997（平9）・4・2（民集 51 巻 4 号 1673 頁〔 <u>愛媛</u> 玉串料訴訟〕）など。」
p 348	下から 3 行目 「 <u>17 号 1577 頁</u> ）において、」	→「17 号 1577 頁」を「11 号 1593 頁」に修正 「11 号 1593 頁）において、」

[日本評論社]

Copyright(C) NIPPON HYORONSHA CO.,LTD.PUBLISHERS